

第 7 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 2 3 年 6 月 3 日（金） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 櫻井 博之（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成 2 2 年度下半期契約の点検 平成 2 2 年度下半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（59 件）及び一者応札・一者応募の契約（161 件）についての個別審議（220 件） 2 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ） 随意契約等見直し計画の基礎となった平成 2 0 年度契約案件の見直し項目について、関連する平成 2 2 年度契約案件の実施結果の審議（384 件）

議 事	内 容	
平成 2 2 年度下半期契約締結状況の報告	対象契約 2 2 0 件について、契約締結状況を報告した。	
審議方法	1 平成 2 2 年度下半期契約の点検 審議対象契約の件数が多いことから、効率的な審議の実施が必要のため、以下の方法で行うこととした。 （1）審議する個別契約案件を栗田委員長代理が選定する。 （2）選定された個別契約案件を委員会の場で審議する。 （3）選定された個別契約案件以外の契約については、国立印刷局常勤の委員が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。 （4）（3）の点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。 2 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ） 概要及び特記事項について説明し、詳細については、持ち回り審議により、各委員が審議し、委員長が決定する。	
個別契約案件審議	5 件	選定された 5 件について、審議を行った。
競争性のない随意契約	4 件	「銀行券精裁機」（機械の製造）
		「券面検査装置改造」（機械の改造）
		「多機能製本システム制御部外修繕」（修理）
		「特殊型付ロール修繕」（修理）
一者応札・一者応募の契約	1 件	「フタロシアニンブルー H」（物品の購入）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

議 事	内 容
国立印刷局常勤の委員による点検及び持ち回り審議	1 平成22年度下半期契約の点検 委員会で個別に審議した案件以外の案件について、審議内容を踏まえて点検し、その結果を持ち回り、各委員が審議をした。 2 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ） 持ち回り審議により、各委員が審議をした。 [持ち回り審議の結果] 点検の結果について、相当であることが報告され、委員長により決定された。（平成23年6月15日）
平成22年度の契約状況について	平成22年度の随意契約及び一者応札・一者応募契約の状況について報告した。
「民間企業の購買・調達部門の経験者の意見活用」について	民間企業から聴取したコスト削減等に係る方策について、国立印刷局の現状と今後の対応について報告した。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

意見・質問	回答
<p>◇個別契約案件審議 1 【競争性のない随意契約】 「銀行券精裁機」</p> <p>随意契約の理由が特許によるものであるが、類似の仕様の特許を持つ会社は他にあるのか。</p>	<p>同様な装置で、同様にシステム化されたものはない。民間の製紙会社では、シートカッターと呼ばれる単純に定寸で裁断するものが主であるが、本件のように定位置で断裁した後、数量を数えるシステムは他にはない。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 【競争性のない随意契約】 「券面検査装置改造」</p> <p>特許を理由とした随意契約とのことであるが、どのような理由でこの会社を選ぶこととしたのか。</p>	<p>検査装置のメーカーについては国内外に多数存在するが、検査対象に特殊なインキや用紙を使っているため、汚れ等を検出するのが非常に困難である。契約相手方は、その特質等を熟知しており、その困難を解決できる技術の特許として保有している。この装置はその特許技術を使用し、特別に製作された当局仕様の検査装置である。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 【競争性のない随意契約】 「多機能製本システム制御部外修繕」</p> <p>このようなシステムを供給している会社が他にもあるということだが、システム導入時は入札などの結果、この会社となったのか。</p>	<p>システム導入時は、新しい仕様で製造するため、当局が求める製造技術を、この契約相手方以外は有していなかったためである。</p>
<p>◇個別契約案件審議 4 【競争性のない随意契約】 「特殊型付ロール修繕」</p>	<p>※ 当該質疑応答の内容が偽造防止技術の根幹に係る秘密事項に該当することから、審議概要については非公表の取扱いとされた。</p>
<p>◇個別契約案件審議 5 【一者応札・一者応募の契約】 「フタロシアニンブルーH」</p> <p>市場調査の実施について、現在確認実験中ということだが、契約相手方以外からの調達は現状からは難しいのか。</p>	<p>他社の材料の技術審査を実施し、合格可能などところまで近づいていることから、その会社に改善事項等を伝え、再度技術審査を受けるよう要請しているが、合格までには至っていないのが現状である。</p>

意見・質問	回答
<p>◇随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ）</p> <p>一者応札契約から複数者参加となった契約について、以前と比べ受注者の変化はあるか。</p>	<p>専門性の高いものは従来の業者が受注することが多いが、単純な役務作業などは競争性があり受注者が替わっていることが多い傾向がある。</p>
<p>◇平成22年度の契約状況について</p> <p>国立印刷局の社会的使命として高度な偽造防止技術の見地と特殊技能の管理・要請に対して、競争促進政策との調和が必要になるが、使命を確実に実行するには、契約の性質・内容によっては随意契約が増加となることもやむを得ないと思われる。</p>	